

令和7年度 富山県農山村振興対策委員会 議事概要

■日時: 令和8年2月17日(火) 14:00~15:40

■場所: 富山県民会館 611号室

○議事内容

今回(令和8年1月)の委員改選に伴い、富山県農山村振興対策委員会設置要綱に基づき、新委員長選任の手続きを実施。委員の互選により、新たに九里委員を委員長に選任するとともに、九里委員長から野尻委員を副委員長に指名。

その後、新委員長のもと委員会の議事を運営。

事務局から、「前回委員会(令和7年2月21日)の委員からの主な意見と対応状況(資料1)」、「日本型直接支払制度及び農村環境創造基金事業の実施状況(資料2、3)」、「その他、農山村振興に係る施策(資料4)」について説明後、意見交換。

意見交換における主な質疑応答等は以下のとおり。

【委員】

- ・ 多面や中山間直払の交付金の具体的使途(水路補修や獣害対策等)や他地域の好事例に関する資料提示など見える化を検討してほしい。
- ・ 環境保全型農業直接支払について、みどり認定を受ければ個人も対象になるのか。
- ・ 中山間地の谷内田(湿地)のように営農困難な放棄地に対し、最適土地利用の観点からどのような対策が可能であり、補助金などの公的支援はあるのか。

(事務局回答)

- ・ 多面的機能支払は、活動項目別に本県の取組状況を整理し、研修会等で、活動組織に情報提供するなど、取組拡大に向けた参考としていただきたい。
- ・ 環直について、国では、みどり認定を受けることで個人も対象になると説明しているが、取組面積など詳細な要件については示されていない。情報が入れば速やかにつないでまいりたい。
- ・ 谷内田対策については、面積規模などに応じて、U字溝設置や湧水処理を行うといった対策を国補助事業で行うのか、あるいは県単独事業で行うのかなど、地域の状況によって判断させていただくことになる。また、最適土地利用総合対策については、土地を『守るべき農地』や『粗放的利用(ひまわり栽培等)』などに区分し、地域の要望に応じて排水対策や低コストな農地の維持管理に資する実証を支援するものである。

【委員】

- ・ みどり加算(長期中干し期間)とJクレジットの関連性、及び具体的な審査体制について教えてほしい。
- ・ 「広域活動支援加算」について、大規模な農業法人が複数の集落にまたがって耕作を行っている場合も対象になるのか。

(事務局回答)

- ・ みどり加算の中干し期間は14日以上であり、Jクレジットとは別物となる。
- ・ 活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進するため、広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に、1組織あたり40万円を加算して支援するもの
- ・ Jクレジットの対象中干し期間は、その水田における直近2か年以上の実施日数の平均より7日間以上延長した期間で、国が認証し対象となる(会議後補足説明)。

【委員】

- ・ そばの「総合的防除」により取組面積が70ヘクタール増える一方で、予算が相対的に減っているように見えるが、不足するのではないか。
- ・ 事業移行に伴い、環境保全型農業で交付されていた交付金が取組実施者単位から集落(地域グループ)単位での受け取りに変わるという解釈でよいか。

（事務局回答）

- ・ 令和7年度予算は面積増を見込んで措置されたもの。令和8年度は実要望に合わせて予算措置したため減額となっている。
- ・ そのとおり。活動組織に交付されるが、組織内での話し合いと合意により取組実施者へ支払うことも組織内で活用することも可能となる。

【委員】

- ・ 環境保全型農業で推進する「そば」の面積増(70ha)が見込まれるのは、具体的にどの辺りの地域か。
- ・ 新設の地域おこし協力隊員について、既存の隊員と役割が重複しないよう、また本当に必要としている地域へ適切に配置されるよう調整をお願いしたい。
- ・ 一人の地おこし協力隊を雇うよりも、大学のゼミと連携して複数の学生をインターンとして地域に受入れ、地域の課題解決策を共に考え、実践してもらった方が、その地域への愛着も湧いて関係人口にもなるだろうし、将来、その地域に定住してくれる可能性もあるので、より効果的と考える(会議後追加意見)。

（事務局回答）

- ・ そばの増加を見込める地域については、富山市八尾と黒部市全体。
- ・ 地域おこし協力隊については、人数は1名、任期は最大3年間を予定。対象地域は富山県全域を想定しているが、特に人口減少や高齢化が進む中山間地域において、SNS等による情報発信など、外からの目線で地域の魅力発信などを目的としている。

【委員】

- ・ 各施策の結果として「何人が増え、何ヘクタール守られたか」という成果をテーマ別に整理し、一般県民へ分かりやすく「見える化」してアピールしてほしい。
- ・ 市町村の担当者交代によって事務運用が硬直化することを防ぎ、現場の知恵ややる気を引き出せるよう、県から柔軟な対応を指導してほしい。

（事務局回答）

- ・ 成果の見える化について、引き続き検討してまいりたい。
- ・ 市町村の担当者交代に伴って運用が変わっていく部分についても、自由度を持って運用できるように、引き続き市町村と連携を取りながらやっていきたい。

【委員】

- ・ 酷暑期の負担軽減のため、他県の事例(猛暑を避けるため7/10までに畦畔除草を実施、その後は稲刈りが終わるまで除草は休止)を参考に、出穂まで草を刈らないなどの「無理のない草刈りスケジュール」へルールを見直すべき。
- ・ 色彩選別機等の活用により農薬を減らす取り組みを推進し、「寿司と言えば富山」とセットで環境に配慮して生産した富山の米をPRしてほしい。

（事務局回答）

- ・ 出穂する雑草は、カメムシ類の産卵場所となるので、出穂しないような雑草管理をお願いしたい。植生が変われば回数も減ると考えられる。負担軽減に向け他県とも情報交換を行ってまいりたい。

【委員】

- ・ 「ローカルスタートアップ支援(地域資源 Re 活用事業)」について、農業者限定とせず、意欲ある他業種からの参入も認めることで事業の裾野を広げるべきでは。(自身も現在、氷見市のミカン農家と連携し、本来捨てられるはずの「枝」や「皮」を利用した精油作りに取り組んでいる)

（事務局回答）

- ・ 農林漁業者の所得向上が目的となっているので、農林漁業者を構成員に含めた協議会等(規約等を有する)の団体を設立していただき、他業種との連携に取り組んでいただきたい。

【委員】

- ・ 広域の農地を管理しているが集落ごとに畦畔への除草剤使用の可否などのルールが異なり作業が煩雑化しているため、運用の統一化をお願いしたい。
- ・ 法面が大きく草刈りに苦勞している地域で「中山間地域」から外れているケースがあるが、その定義はどうなっているのか。

（事務局回答）

- ・ 畦畔への除草剤使用について、地域の実情に応じて考えが異なると考えられ、実施の可否は、各地域や集落等で決定するものであり、地域での話し合いをお願いしたい。（県としては除草剤の使用を含めた畦畔の雑草管理の省力化について、研修会などで情報提供しているところ）
- ・ 中山間地域の定義については、特定農山村振興法などの国が定める法律による地域指定を受けていることが必要。また、法指定だけでなく、そのエリアの勾配が「1/20 以上(20m 進んで 1m 上がる)」や「1/100 以上」といった一定の傾斜基準を満たしている必要がある。残念ながら、これらの基準に該当しない地域については、現在の制度上、中山間直払の交付金の対象とすることはできない。

【委員】

- ・ 深刻な人手不足に悩む農業法人に対し、県の多様な支援メニューの中でどれを優先的に紹介すればよいか。

（事務局回答）

- ・ 人材不足でお困りの農業法人等が活用できる事業として、本課所管では、中山間地域を対象に主に集落の協働作業（農業用水路の泥上げ等）のボランティアのマッチングを支援する「とやま農業・農村サポーター活動支援事業」があり、また、農業経営課では、農業人材確保のための「富山あぐりマッチボックス」という県独自の農業専門求人サービスを実施しているので、農業法人等に活用を勧めていただきたい。

【委員】

- ・ 鳥獣害対策において、国の交付金がある中で「農村環境創造基金」が活用されている理由と、その使い分け（立て付け）を教えてください。

（事務局回答）

- ・ 一言で言えば、国の交付金は主に『農地を守る』ためのもの、県の基金は、国の交付金の要件には馴染まないような『村（生活圏）を守る』という発想で活用。農地は守れても村全体を守るとなると国の交付金では費用対効果等で難しい部分があるため、そこを県の基金で柔軟にカバーしているという立て付けになっている。

【委員】

- ・ クマや猿の被害が深刻。すでに営農不可能な状態にある集落が出ている。大規模経営体でも畦畔管理がしやすく、ロボット草刈機等の導入が可能な「大区画化」や、山からの獣を止めることができる「基盤整備（ほ場整備）」の再構築をお願い。

【委員】

- ・ 外国人の若者が滞在しながら農業に関わる「WWOOF（ウーフ）」のような仕組みは、超円安の現状において低コストで導入でき、労働力確保と国際交流につながるため、富山県でも導入を検討してほしい。

（事務局回答）

- ・ いずれも貴重な意見として受け止め、今後の農村振興の参考にさせていただきたい。

以上